

東村山市の「(仮称) 自治基本条例」をみんなで考えるための  
手続に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、住みよい地域社会の実現を目指し、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務に基づき、誇りと責任を持って市政に参画し、協働するための東村山市の自治の基本となる条例(以下「自治基本条例」という。)に関し、ともに学び、ともに考え、市民一人一人の意見を積み重ねるための手続を定め、もって地方分権社会にふさわしい自治に寄与することを目的とする。

(市民参画及び協働)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するためには、市民の多様な意見が重要な役割を果たすという認識のもと、市民参画及び協働のための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の市民参画及び協働に際し、市政に対する市民の理解を深めるため、市政に関する情報を公表するよう努めなければならない。

3 市長は、第 1 項の措置を講じるにあたり、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 市民の自主性を尊重し、対等かつ協力の関係を築くこと。

(2) 複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。

(3) 専門性を必要とする問題については、その問題に関し知識と経験を有する者の参画が得られるようにすること。

(4) 第 1 項の措置によって得られた市民の意見等を公表すること(公表することが不相当と認められる場合を除く。)

(意見公募等)

第 3 条 市長は、前条に規定するもののほか、自治基本条例の案(以下「条例案」という。)を策定する場合には、多様な市民の意見を反映させるため、広くその意見を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民の意見が提出されたときは、当該意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

(自治基本条例市民参画推進審議会)

第4条 自治基本条例に関する意見を積み重ねるための市民参画及び協働を推進するため、東村山市自治基本条例市民参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する市民参画及び協働の方策並びに自治基本条例策定の是非について、審議する。

3 市長は、前項の審議結果の報告を受け、条例案を策定する必要があると認めるときは、同項に定めるもののほか、条例案の策定を審議会に諮問することができる。

4 審議会は、第2項及び前項の審議にあたり、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

6 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

7 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。